



地域農業経営基盤強化促進計画（案）の作成に伴い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告する。

なお、その関係書類を熱海市観光建設部観光経済課（本庁舎3階）に備え置いて縦覧に供する。

令和7年6月19日

熱海市長 齊 藤



1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作製した地区

多賀地区

2 縦覧期間

令和7年6月20日～令和7年7月3日

3 意見の申し立て

計画の案に対する意見については、別添の意見書を記載の上、熱海市観光経済課農林水産室に提出してください。なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。